

特 定 非 営 利 活 動 法 人
兵 庫 さ い 帯 血 バ ン ク 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンクという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4番5号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、さい帯血の採取、分離・調製、検査、保存、提供の決定、搬送、情報の管理・提供及び普及啓発等に関する事業を行うことにより、全国の白血病等の患者を対象とするさい帯血移植の推進に寄与するとともに、難治性疾患等の新しい治療法の実現をめざして行われる、幹細胞を用いた再生医療に関する研究の進展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) さい帯血の採取、搬送、分離・調製、検査、保存、提供の決定
- (2) さい帯血に関する情報の管理・提供
- (3) さい帯血移植に関する普及啓発
- (4) 幹細胞を用いた再生医療に関する研究に使用するための研究用幹細胞バンク事業
(移植の適応外となったさい帯血の分離・調製、検査、一時的保存及び理化学研究所バイオリソースセンターへの送付等)
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 財政援助等により、この法人の事業を支援するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に入会を申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を拒まないものとする。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって入会申込者（団体の場合はその団体の代表者）にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又はこの法人の定款等の定めに違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 10名以上25名以内
- (2) 監 事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名以上3名以内を副理事長とする。
- 3 理事のうち、2名を常務理事、5名以内を特任理事とする。
- 4 前項の常務理事は、1名を事務担当理事、1名を技術担当理事とする。

(選任等)

第14条 役員は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 常務理事及び特任理事は、理事の互選とする
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、理事長の不在時又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、会務を円滑に処理するため、事務及び技術に関する事務処理に継続的に従事する。
- 4 特任理事は、法人運営に係る特別の任務に従事する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
 - (6) 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。但し、議事の議決に加わることができない。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 理事長は、役員が次の各号の一に該当すると認めたときは、総会の議決により、

これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、臍帯血供給事業本部長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 会長・顧問・参与

(会長・顧問・参与)

第21条 この法人に会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 会長及び顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 会長は、この法人の運営に関して、理事会及び理事長の諮問に応えるほか、理事長の要請により重要な会議に出席し、意見を述べ、助言することができる。

4 顧問は、この法人の運営に関して、理事長の諮問に応えるほか、必要と認めるときは、理事長に対して意見を述べることができる。

5 前項に定めるもののほか、会長及び顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

6 参与は、理事長が選任し委嘱する。

7 参与は、理事長からの特命を受けて特定の事業活動の推進に当たる。

第6章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 臍帯血供給事業本部の組織及び運営
- (10) その他、この法人の運営に関する重要事項
(開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。
(招集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるこ

とができない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (開催)

第 34 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 6 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(委員会等)

第40条 この法人の目的たる事業を円滑に達成するため、理事会の議決を経て、委員会等を設けることができる。

- 2 委員会は、この法人の事業の細部にわたる事項及び取り決め等を検討、立案し、理事会に提案する。
- 3 委員会の組織、運営及び権能に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 補助金収入
- (3) 委託金収入
- (4) 助成金収入
- (5) 会費

- (6) 寄付金品
- (7) 財産から生じる収益
- (8) 事業に伴う収益
- (9) その他の収益
- (資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以

上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
 - (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
 - (10) 定款の変更に関する事項
- (解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- (残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散の総会で定める者に譲渡する。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、神戸新聞に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 11 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 芦 尾 長 司

副理事長 原 宏

同 丸 尾 猛

同 有田美智世

理事 下 山 孝

同 布谷 隆明

同 絹 卷 敏 子

同 久保田 優

同 小 泉 民 雄

同 中 村 肇

理事 香 山 浩 二

同 三 戸 壽

同 慶 山 充 夫

同 岸 本 洋 子

同 内 崎 英 男

同 澤 山 昇

同 遠 藤 英 二

同 米 谷 收

同 佐 伯 陽 子

同 谷 村 誠

監事 公 受 秀 明

同 釜 本 貞 男

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | | |
|----------|--------|-----|------------------|
| (1) 正会員 | 個人及び団体 | | 5, 0 0 0 円 (年会費) |
| (2) 賛助会員 | 個人 | 1 口 | 2, 0 0 0 円 (年会費) |
| | 団体 | 1 口 | 5, 0 0 0 円 (年会費) |

附則

この定款は、平成 1 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

附則

この定款は、平成 1 5 年 1 0 月 2 0 日から施行する。

附則

この定款は、平成 2 2 年 1 1 月 1 9 日から施行する。

附則

この定款は、平成 3 0 年 6 月 1 9 日から施行する。

附則

この定款は、平成 3 0 年 1 0 月 2 6 日から施行する。

附則

この定款は、令和元年 6 月 1 8 日から施行する。

附則

この定款は、令和 6 年 8 月 2 0 日から施行する。

附則

この定款は、令和 8 年 月 日から施行する。